

中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 中間貯蔵施設への輸送対象物量は約1,400万 m^3
- 現時点で最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。**
(面積：約16km 2)

- 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
- 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を法律に規定(改正JESCO法：平成26年11月成立)

<中間貯蔵施設予定地>



福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生しています。中間貯蔵施設への輸送対象物量は、約1,400万 m^3 ※と推計されており、東京ドームの約11杯分に相当します(平成30年10月集計時点)。

現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難であり、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要となっています。

中間貯蔵施設では、

- ① 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落ち葉・枝等)
- ② 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等を貯蔵します。

中間貯蔵施設は、平成26年9月に福島県から、平成27年1月に大熊町及び双葉町から施設の建設受入を了承していただきました。その面積は16km 2 となっており、これは渋谷区とほぼ同じ面積になります。

※中間貯蔵施設への輸送対象物量(約1,400万 m^3)の内訳

- ① 中間貯蔵施設にすでに搬入が終わったものの量
- ② 輸送待機量(焼却前の可燃物を含む仮置場等で保管されている量)
- ③ 仮設焼却施設等で減容化し、保管されている量

本資料への収録日：平成28年1月18日

改訂日：平成31年3月31日